

不動産オーナーの認知症対策

がその候補者ではない
がその候補者ではない
思能力をなくした「本人」を守るための制度
書士等)を選任するこ
ともよくあります。

成年後見制度は、意
思能力をなくした「本
人」を守るための制度
であり、「その家族」
を守る制度ではないた
め、それまで、家族間
でなああでやつてき
は、定期預金の解約だ
けのために成年後見制
度を利用せざるを得な
い時代になりました。

も、本人確認や意思確
認は年々厳格になつて
います。

成年後見制度は、意
思能力をなくした「本
人」を守るための制度
であり、「その家族」
を守る制度ではないた
め、それまで、家族間
でなああでやつてき
は、定期預金の解約だ
けのために成年後見制
度を利用せざるを得な
い時代になりました。

来るべき老後に備え、
「任意後見契約」や
「民事信託（家族信
託）」などの制度を利
用して、事前対策をし
ておくことが重要とな
るでしょう。任意後見
契約は、家族など信頼
できる人に、あらかじ
め、将来後見人として
管理されることになり
ます。家族としては息
苦しさを感じることも
多いと聞きます。

成年後見制度の利用
を避けたいと考え、
「賃貸借契約の更新新
くなつてしまつた場合
に、その後、その賃貸
借契約にともなう諸々
の手続きはどうなるの
でしようか。

意思能力（判断能力）
のない者がした法律行
為は無効ですから、そ
の後の新たな契約はで
きません。もちろん契
約の更新も同様です。

賃貸中の不動産を持つ
オーナーが認知症など
になった場合には、そ
の家族は契約更新のタ
イミングにあわせて家
庭裁判所で成年後見人
選任の申立てをし、そ
の後、手持ち続けるか
つまで持ち続けるか

「どのように管理して
勝手の良い制度に改善
される」ことを期待し
たのです。

先述の金融機関の例
のように、不動産業界
でほしいとおもいま
す。

成年後見制度の見直
しに向けた検討が進め
られています。

現在は、一度、成年
後見制度の利用を始め
ると、本人の判断能力
が回復するか、死亡す
るまで利用をやめるこ
とができません。これ
を、スポット的に利用
できるものとし、不動
産の売却や、預金の解
約といった成年後見制
度を利用すべきイベン
トが終了した時点で、
制度の利用を中止する
ことができるようにな
る、といふことが検討
の大きなテーマとなっ
ています。

成年後見制度の利用
動機として一番多いの
が「預貯金の管理・解
約」です。

ひと昔前は、現金出
金こそ委任状が必要な
こともあります。が、簡
単に家族が手続きでき
ることも多かったよう
に思います。しかし、
詐欺事件の発生などに
より、手続時の本人確
認が厳格化され、現在
では、口座内振替も委
任状が必要になり、本
てることはで



今月の筆者

●プロフィール

大手信託銀行に10年勤務、不動産仲介業者、司法書士法人での勤務を経て、2022年東京都大田区に開業。生前対策および相続発生後の手続きを中心とする。

司法書士事務所えみち
代表司法書士・FP・宅建取扱士
鈴木 美穂氏

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
<http://www.fudosan-pro.biz/>